第3章 地震災害応急対策

第1項 応急体制

第1節 防災活動体制の整備計画

関	係	機	関
全			課

1 計画の方針

地震は風水害などの災害と異なり、突発的なものであるため、その発生後短時間に起動する体制 づくりを整備するとともに、災害対策本部設置予定場所自体が被災する可能性を考慮するなど、迅 速性及び柔軟性を備えた初動体制の構築を図る。

なお、この計画中に定めのない事項は、一般対策編第3章第1項第1節「災害対策本部運用計画」 の定めるところによるものとする。

2 災害対策本部設置場所

町本部は原則として役場に設置する。ただし、役場庁舎が被災し、使用不能のときは、被災していない公共施設を代替場所として使用し、職員、住民及び防災関係機関に周知する。町本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。

3 本部長の職務代理者の決定

本部長(町長)不在時の指揮命令系統の確立のため、命令権者の順位を次のとおり定めておくものとする。

第1順位 副町長

第2順位 総務部長

第3順位 民生部長

第4順位 建設部長

第5順位 総務課長

4 町の体制(動員基準)

町の地域内に地震が発生した場合、発生した地震の震度により次の配備体制をとるものとする。

体制		配置基準	配備対応課
	第一体制	1 町域において、震度3の地震が発生したとき 2 その他、町長がこの体制を命じたとき	平日昼間 総務課 土日・祝祭日・平日夜間 宿日直職員
	第二 1 町域において、震度4の地震が発生した体制 2 その他、町長がこの体制を命じたとき		総務課 建設課 水道課
警戒体制	第三体制	池田町災害警戒本部体制 1 町域において、震度5弱の地震が発生したとき 2 その他、町長がこの体制を命じたとき	責任者: 計量 計量 計量 計量 計量 計量 主題 主題 主題 主題 主題 主題 主題 主題 主題 主題
非常体制		池田町災害対策本部体制 1 町域において、震度5強以上の地震が発生したとき 2 緊急地震速報(震度5強以上)が発表されたとき 3 その他、町長がこの体制を命じたとき	本部長:町長 副本部長:副町長 全職員 全消防団員

5 災害警戒本部

(1) 設置

上記のとおり、震度5弱の地震が発生した場合は、災害警戒本部が自動設置される。被害調査の結果、災害救助法が適用される災害に至った場合は、災害対策本部に移行する。その際は、事務の継続性を十分に考慮する。

(2) 所掌事務

災害警戒本部は、おおむね次の災害対策を実施する。

ア 災害対策本部設置の準備に関すること。

- イ 県への報告に関すること。
- ウ 県、消防、警察等防災関係機関との連携に関すること。
- エ 消防団の出動準備に関すること。
- オ 被害調査に関すること。
- カ 避難の勧告・指示等住民の安全確保に万全を期すること。
- キ 二次災害の防止に関すること。
- ク 町防災行政無線、広報車等による住民への災害情報の広報に関すること。

第2節 職員動員計画

関	係	機	関
全			課

1 計画の方針

災害応急活動に関し、所要の人員を確保するため次により動員を行う。

なお、この計画中に定めのない事項は、一般対策編第3章第1項第2節「職員動員計画」の定めるところによるものとする。

2 職員の動員体制

第一体制、第二体制、第三体制要員は、それぞれの基準に該当する地震が発生した場合、直ちに 準備あるいは警戒体制につく。

なお、必要により町長(又は代理者)が行う配備要員の伝達は、一般対策編に定める系統による。

3 初動体制

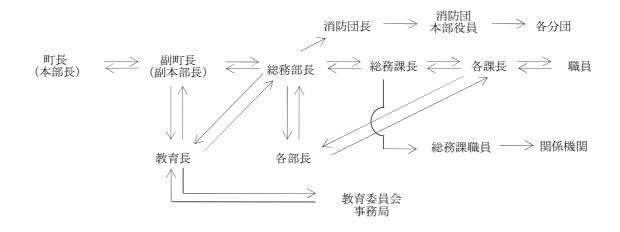
(1) 勤務時間外に震度4又は5弱の地震が発生した場合の初動体制

地震が発生した場合の動員は、原則として本項第1節「防災活動体制の整備計画」の「5 町の体制(動員基準)」に基づいて行う。

震度5弱までの初動体制は、主に被害調査を行うものとする。

ただし、震度5弱の地震が発生した場合は、あらかじめ定められた人員は動員の命令を待たずに自主的に参集し、災害警戒本部を設置して被害情報の収集、調査を行う。被害甚大で、災害救助法が適用される程度の被害が発生した場合は、速やかに災害対策本部に移行する。

災害対策本部に移行した場合の動員伝達方法は、次のとおりとする。



(2) 勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した場合の初動体制

勤務時間外において震度5強以上の地震が発生した場合は、あらかじめ定められた伝達系統に よる動員の命令を待たず、全職員は自主的に参集するものとする。

時系列的事項	実 施 内 容
1 参集準備	直ちに参集の準備にとりかかるものとする。
2 人命救助	職員は、近隣の被災状況を把握し、必要により人命救助を行い、その後、 町本部に参集する。
3 参 集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、役場庁舎に参集する。 (2) 災害により、町本部に参集できない職員は、最寄りの避難所等に参集 のうえ自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
4 被害状況の 収集	職員は、参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
5 被害状況の報告	(1) 職員は、収集した情報を各部長に報告する。 (2) 各部長(又は代理者)は、被害状況を町本部長(又は代理者)に集約 する。
6 緊急初動特 別班の編成	職員の参集率が低い又は低いと予想される場合は、必要により先着した職員により緊急初動特別班を編成(注1)し、順次初動に必要な業務(注2)に当たる。
7 緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制 (緊急初動特別班体制)を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻るもの とする。

- 注1 緊急初動特別班の編成は、職員の参集率が低く各対策部で充分な人員を確保できないとき、 又は地震の規模から確保できないと予想されるときは、各対策部の事務分掌にかかわらず、順 次参集した職員から編成する。
 - 2 緊急初動特別班は、主に初動時に必要な次の業務を実施する。
 - (1) 被害状況収集、広報関係
 - ア 町防災行政無線、広報車による住民への呼びかけ
 - イ 県、消防本部、警察等関係機関との連絡
 - ウ 消防団、自治会との連絡
 - エ 被害調査班の編成
 - オ 問い合わせ電話への対応
 - (2) 災害対策本部の設置

- ア 本部室の設置と関係機関への周知
- イ 必要備品(電話、地図、ホワイトボード、ラジオ、テレビ、防災服、腕章等)の準備
- ウ 本部員会議に関する準備、連絡
- エ 広域的な応援要請の検討、決定
- (3) 避難所及び救護所の設置
 - ア 住民の避難状況の確認
 - イ 避難所の開設
 - ウ 救護所の設置と救護班の派遣要請
- (4) 食糧、物資の放出及び調達
 - ア 備蓄物資の放出
 - イ 関係団体、業者への調達手配
 - ウ 他市町村、県への応援要請
- (5) 水道、トイレ対策
 - ア 水道の被害状況調査
 - イ 水道の応急復旧
 - ウ 被災者への給水
 - エ 仮設トイレの確保、設置

第2項 災害労務対策

第1節 奉仕団の編成活動計画

一般対策編第3章第2項第2節「奉仕団の編成活動計画」を準用する。

第2節 技術者等の強制従事に関する計画

一般対策編第3章第2項第3節「技術者等の強制従事に関する計画」を準用する。

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

一般対策編第3章第2項第5節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第4節 防災機関協力計画

一般対策編第3章第2項第1節「防災機関協力計画」を準用する。

第3項 災害情報計画

第1節 地震災害情報の収集・伝達計画



1 計画の方針

地震発生直後における初動体制の確立、迅速な応急対策活動の実施のために被災現場等において 情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進し、関係機関と の連絡や情報収集を図り、職員及び住民等へ確実な情報の提供を実施する。

また、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

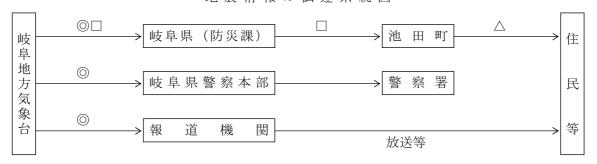
2 地震情報の受理伝達

(1) 岐阜地方気象台の発表する地震情報等

岐阜地方気象台は、県内に設置した気象庁の観測点で震度1以上を観測した場合又は必要と認める場合は、「地震情報」、「各地の震度に関する情報」等を発表する。

(2) 地震情報等の受理伝達

町は、県を通して伝達される地震情報及び震度情報ネットワークシステムから得られた震度情報を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難の勧告、指示等の措置を行う。



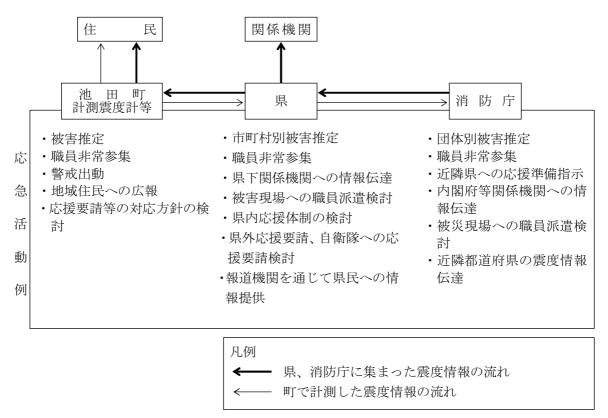
地震情報の伝達系統図

凡例

── : 地域防災計画、行政協力、その他による伝達系統

○:予警報一斉伝達装置□:岐阜県防災行政無線△:池田町防災行政無線

震度情報の伝達系統図



3 関係機関からの情報収集

町本部は、防災関係機関からの情報を収集し、災害対策活動に活用するものとする。

関係機関との連絡方法

町←───県	県防災行政無線、電話、インターネット(県総合防災情報システム等)
町←──→警察署	県防災相互通信用無線、電話
町←──大垣消防組合北部消防署	県防災行政無線、町防災行政無線(同報系・移動系)、電 話
町←──→池田町消防団	町防災行政無線(同報系・移動系)、電話、広報車
町———住民	町防災行政無線(同報系)、電話、広報車、 インターネット
町←────公共機関	電話 (ホットライン)

4 被害情報等の収集、連絡

(1) 被害規模早期把握のための活動

町本部は、地震による被害規模の早期把握のため、次の活動を行う。

ア 災害発生直後においては、カに定める事項の被害調査を行い、被害の規模を推定するための 関連情報の収集に当たる。

イ 参集途上にある職員に、チェックポイントを記載した経路の地図を携行させ、途中の被害状

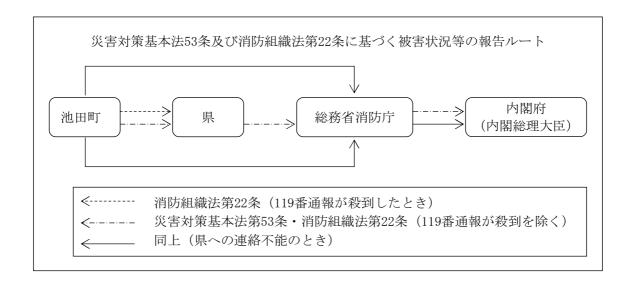
況等の情報収集を行わせる。

- ウ 自主防災組織や自治会等地域住民、警察活動協力員及び池田郵便局等から情報を収集する。
- エ 被害が甚大な場合にあっては、調査班を編成し現地に派遣する。
- オ 甚大な被害を受けた職員を自宅待機させ、自宅周辺の情報収集に当たらせる。
- カ 災害発生直後において収集すべき被害情報

1	土砂災害の発生状況	
2	2 人命危険の有無及び人的被害の発生状況	
3	家屋等建物の倒壊状況	
4	火災等の二次災害の発生状況及び危険性	
5 避難の必要の有無及び避難の状況		
6	住民の動向	
7 道路及び交通機関の被害状況		
8 電気、水道、電話等ライフラインの被害状況		
9	その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項	

(2) 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

- ア 町本部は、人的被害の状況 (行方不明者の数を含む。)、建築物の被害状況及び火災、土砂災 害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報等を把握できた範囲 から直ちに県へ連絡するものとする。また、通信の途絶等により県に連絡できないときは、直接消防庁へ連絡するものとする。
- イ 消防庁の定める「直接即報基準」に該当する火災・災害等(震度5弱以上の地震は被害の有無を問わない)を覚知したときには、町長は第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合には、町は第一報後の報告についても引き続き消防庁に対しても行うものとする。



(3) 第2次段階において収集すべき被害情報

町本部は、(1)の力に定める情報により被害の規模を推定した後、さらに次の調査を行い、的確な応急対策の実施を図るものとする。

1	被害状況
2	避難勧告、指示又は警戒区域の設定状況
3	避難所の設備状況
4	避難生活の状況
5	食糧、飲料水、生活必需物資等の供給状況
6	電気、水道、電話等ライフラインの復旧状況
7	医療機関の開設状況
8	救護所の設置及び活動状況
9	傷病者の収容状況
10	道路及び交通機関の復旧状況

(4) 被害調査の報告及び追加措置

(1)のカ及び(3)により収集された情報は、各調査項目毎に担当課がとりまとめ、県に報告を行う。 なお、被害調査員のみでは調査が不足の場合又はさらに詳細な調査が必要な場合は、各部によ り調査班を編成し、一般対策編第3章第4項第2節「災害情報の収集・伝達計画」に定める区分 により被害調査を行う。

(5) 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、町本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

5 通信ボランティアの活用

大規模な災害発生時で情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線クラブ等通信ボラン ティアの協力を得ることとし、平常時からその体制を整備する。

第2節 災害通信計画

一般対策編第3章第3項第3節「災害通信計画」を準用する。

第3節 災害広報計画

関	係	機	関
総	矛	务	課
企	Œ	町	課

1 計画の方針

町及び防災関係機関は、震災時において住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害 応急対策を実施するため、報道機関(テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社)への情報提供、防 災行政無線、Lアラート(災害情報共有システム)、ケーブルテレビの放送、インターネット、携帯 電話による情報提供、広報紙等の配布、広報車の巡回、掲示板への貼紙、などあらゆる広報手段を 複合的に活用し、また自主防災組織を通じるなど、伝達手段の多重化・多様化に配慮し、迅速かつ 的確な広報に努めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編第3章第4項第3節「災害広報計画」 の定めるところによるものとする。

2 住民への広報

(1) 広報の方法

震災時に有効な情報手段としては、知事を通じた報道機関への放送要請の他、次のようなものがある。

伝	達	手	段	特	色
広	報	l Ç	車	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利	川
防	災 行	政 纬	無 線	IJ	
掲	示		板	各避難所や地域の拠点に設置。り災者同士の情報	B交換にも有効
情	報	Į Ž	紙	各避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段	ものひとつ
新	聞 折	りì	込み	避難所以外のり災者に確実に情報提供が可能	
町(のホー、	ムペ	ージ	町の正確な情報を伝達できる有効な手段。聴覚障 また遠隔地にいる親類・知人からも町の情報が入	
	害用伝言。 E B 「 1			り災者、り災者の家族・友人間での情報交換が可	能

(2) 広報の内容

- ① 地震災害の状況に関すること。
- ② 避難に関すること。
 - ・町が実施した避難勧告、避難場所又は指示の内容
 - ・居住者がとるべき行動
- ③ 応急対策活動の状況に関すること。
 - ・交通規制及び道路情報等に関すること。
 - 上下水道、電気の供給状況及び復旧予定
 - 鉄道、路線バスの運行状況及び復旧予定
 - ・電話の使用制限及び復旧予定

- ・金融機関の非常金融措置及び業務運営予定
- ・救護所の開設状況、その他の医療情報
- ④ その他住民生活に関すること。(二次災害防止情報を含む。)
 - ・り災者の安否情報
 - ・食糧、飲料水、生活必需品等の供給に関すること。
 - ・上下水道、電気の二次災害防止に関すること。
 - 防疫に関すること。
 - ・臨時災害相談所の開設に関すること。
 - ・流言飛語の防止に関すること。
 - ・被災者生活支援に関する情報

3 り災者への情報伝達

り災者等の適切な判断と行動を助け、安全を確保するため、り災者や要配慮者の多様なニーズを 十分把握し、り災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者の多様なニーズに配慮し、文字放送、外国 語放送等のさまざまな広報手段を活用したわかりやすい情報伝達に努めるものとする。

特に外国人に対しては、多言語による災害情報の発信に配慮するものとする。

4 観光における風評被害対策

町は、災害時の観光への風評被害を最小限に止め、観光客の早期回復を図るため、必要な対策を 実施するものとする。

第4項 緊急活動

第1節 避難計画

一般対策編第3章第6項第2節「避難計画」を準用する。

第2節 消防計画

一般対策編第3章第5項第3節「消防計画」を準用する。

第3節 水防計画

一般対策編第3章第5項第2節「水防計画」を準用する。

第4節 道路交通対策

一般対策編第3章第3項第1節「道路交通対策」を準用する。

第5節 輸送計画

関	係	機	関
総	Ā	务	課

1 計画の方針

一般対策編第3章第3項第2節「輸送計画」の定めるところによるが、交通規制がなされたとき の運転者のとるべき措置については、次のとおりである。

2 運転者のとるべき措置

町は、地震発生時における運転者のとるべき措置について周知を図る。

- (1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。
 - ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
 - イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に 応じて行動すること。
 - ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道 路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは 付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。
 - エ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (2) 避難のために車両を使用しないこと。
- (3) 災対法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等内に在る運転者は次の措置をとるものとする。
 - ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
 - (7) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外 の場所
 - (4) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
 - イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど緊急通行 車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又 は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置 をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得 ない限度において、車両等を破損することがあること。

第6節 医療計画

関 係 機 関 保 健 福 祉 課 保健センタ

1 計画の方針

一般対策編第3章第6項第7節「医療計画」の定めるところによるが震災対策として、本町の救 急医療体制を次のように定め、その充実に向け検討、実施していくものとする。

2 初動体制

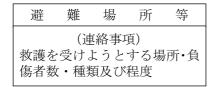
災害時における救急医療を迅速に行うため、町は、町内医療機関の協力の下、救護所を設置(町 内医療機関の利用を含む。)し、初動医療活動を開始する。また、必要に応じ、揖斐郡医師会との協 定に基づき、医療班の編成及び派遣を要請する。なお、医薬品については、負傷者が多人数にのぼ る場合や輸送が途絶し、または困難な場合を想定し、次のとおり医療品等の確保体制の確立に努め るものとする。

- ・救急医療品、医療用資機材の備蓄、調達体制の整備、在庫量の把握
- ・医療用血液の備蓄(岐阜県赤十字血液センター)、輸送体制の確保、献血促進

(1) 医療班の編成

町内医療機関による編成 町内医療機関のみでは不足する場合 ⇒揖斐郡医師会に応援要請 医療班の構成

- ⇒一般対策編第3章第6項第7節「医療計画」参照
- ⇒医師、薬剤師、看護師、助産師又は保健師、事務職員(運 転手含む。)
- (2) 揖斐郡医師会への医療班派遣要請系統





3 ヘリコプターによる救急搬送

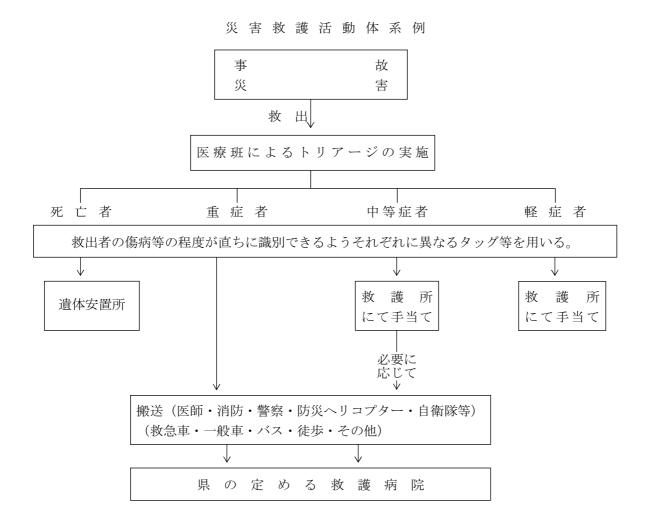
被災地における傷病者等のヘリコプターによる救急搬送を必要とするときは、県防災ヘリコプ ター及び自衛隊のヘリコプター等の利用を県に要請する。

4 医療救護活動の原則

医療救護活動は、町、県の調整のもと、救護所、救護病院、災害拠点病院等の医療機関が連携し て実施する。被災地域内の医療機関は、状況に応じ、災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精 神医療チーム(DPAT)・救護班(以下「災害派遣医療チーム(DMAT)等」という。)を派遣 するよう努めるものとする。なお、被災地では、発災からの時間的経過に応じて医療救護に対する ニーズが変化していため、それに対応した医療救護活動を行う。

5 医療活動の実施

町は町内医療機関や揖斐郡医師会との協力の下に次のような活動体系を整備するものとする。



第7節 り災者救出計画

一般対策編第3章第6項第8節「り災者救出計画」を準用する。

第8節 ライフライン施設の応急対策

 関係機関

 水道課

1 計画の方針

一般対策編第3章第10項「ライフライン施設の応急対策」に定めるところによるが、地震対策として次のように定めることとする。

2 水道施設

(1) 緊急要員の確保

町本部は、緊急要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて協定に基づき応援を要請する。

(2) 被害状況調査及び復旧計画の策定

町本部は、水道施設の被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに送・ 配水系統を考慮した復旧計画を作成する。

(3) 復旧資機材業者及び工事業者への協力要請 復旧用資材の確保、復旧工事の実施について、業者等に協力を要請する。

3 下水道施設

(1) 緊急要員の確保

町本部は、緊急要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて他の下水道管理 者に応援を要請する。

また、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

(2) 被災状況の把握及び応急対策

町本部は、施設の被災状況を迅速かつ的確に把握し、災害応急対策を次のとおり実施するものとする。

第一段階(主要目標:被害拡大・二次災害の防止)

- (7) 管路
 - a 緊急調査
 - ・被害拡大、二次災害の防止のための調査(主に地表からの調査)
 - ・管路の破損による道路等他施設への影響調査
 - ・重要な区間の被害概要の把握

- b 緊急措置
 - ・マンホールと道路の段差へ安全柵の設置、陥没部への土砂投入、危険箇所への通行規制、可搬式ポンプによる排水、下水道施設の使用中止依頼
- (イ) 処理場、ポンプ場施設
 - a 緊急点検(主要目標:二次災害の未然防止、予防)
 - ・人的被害につながる二次災害の未然防止、予防(有毒ガス、燃料の流出防止等のための 元弁の完全閉止、機器の運転停止等)
 - b 緊急調査
 - ・被害状況の概要把握、大きな機能障害につながる二次災害防止のための調査
 - c 緊急措置
 - ・火気の使用禁止、立入の禁止、漏えい箇所のシール
- 第二段階(主要目標:暫定機能の確保)
- (7) 管路
 - a 応急調査
 - ・被害拡大、二次災害防止のための調査(管内、マンホール内まで調査)
 - ・下水道の機能的、構造的な被害程度の調査
 - b 応急復旧
 - ・管内、マンホール内の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の排除、仮管渠の設置
- (イ) 処理場、ポンプ場施設
 - a 応急調査
 - ・処理場、ポンプ場施設の暫定機能確保のための調査
 - b 応急復旧
 - ・コーキング、角落としによる水路仮締切、仮配管の布設、弁操作による配管のルート切りまわし、可搬式ポンプによる揚水、固形塩素剤による消毒

第9節 大規模停電対策

一般対策編第4章第8項「大規模停電対策」を準用する。

第5項 公共施設の応急対策

関	係	機	関
全			課

1 計画の方針

地震発生時には台風・豪雨等による一般災害とは異なり、各種の災害が同時・複合的に発生 し、各方面に甚大な被害が予想される。

特に、道路、河川をはじめとした公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動にとって 重要であるばかりでなく、地震発生時の応急対策活動においても、極めて重要である。

したがって、町が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、 二次災害の防止やり災者の生活確保を最優先した施設復旧を行うものとする。

2 対策

(1) 道路施設

- ア 建設部は、地震発生後速やかに道路パトロールを行い、町道の被害状況を調査し、地震 の発生地域や被害状況を勘案したうえで、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧 作業に努める。
- イ 啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、警察機関、消防 機関、自衛隊及び池田町建設業協会の協力を得て実施する。
- (2) 河川の施設の応急対策

地震発生後、直ちに施設の緊急点検を行い、被害の状況の把握に努め、堤防施設等に被害を認めた場合には、その被害の状況に応じた適切な応急対策に努める。

- (3) 土砂災害防止施設の応急対策
 - ① 土砂災害危険箇所の点検、状況把握 がけ崩れ、地すべり等の発生の有無、土砂災害防止施設の被害の状況を把握する。
 - ② 応急対策

被害を発見した場合には、被害の拡大防止に努め、クラック、滑落のある箇所はビニールシートで覆う等応急処置を行う。被害が拡大するおそれがある箇所には観測機器を設置し、異常が発生すれば避難勧告できる体制の整備を図るよう努めるものとする。

(3) 公共建築物

役場庁舎、学校施設、医療機関及びその他の公共施設については、災害対策の指令基地や 避難施設などとしての利用が想定されていることから、次のとおり災害応急対策を実施す

317

地震 3-5

るものとする。

ア 建物の応急対策

「震災建物応急危険度判定士」などによる施設の緊急点検を実施し、被害状況の把握に 努め、できる限り応急復旧による機能確保に努める。

イ 施設機能の応急対策

- (7) 停電した場合の自家発電装置の運転管理、可搬式発動発電機の配置及び燃料確保
- (4) 関連業者への応援要請による被災装置の応急復旧
- (ウ) 無線通信機等通信機器の配置及び被災通信機器の応急復旧
- (エ) 緊急通行車両その他車両の配備
- (オ) 複写機の非常配備、被災電算機、複写機等の応急復旧
- (カ) その他重要設備の点検及び応急復旧
- (キ) 飲料水の確保
- (ク) エレベーター等に閉じ込められた者の救出
- (ケ) 火気点検及び出火防止措置

第6項 民生安定活動

第1節 災害救助法の適用

一般対策編第3章第6項第1節「応急救助の手続等」を準用する。

第2節 給水計画

一般対策編第3章第6項第4節「給水計画」を準用する。

第3節 食糧供給計画

関	係	;	機	関
総		務		課
健	康	福	祉	課
産		業		課
教	育	委	員	会

1 計画の方針

地震発生後のり災者及び応急対策活動従事者等に対する迅速な食糧の応急供給を行うため、これ ら食糧供給活動の実施体制、食糧の調達等を迅速、的確に行うものとする。

なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編第3章第6項第3節「食糧供給計画」 の定めるところによる。

2 食糧の供給

(1) 食糧の確保

震災時における食糧の供給については、速やかな調達を図るものとするが、大規模な地震が発生した場合は、発災後3日間り災者に供給出来る食糧があれば、その後は救援物資等により対処可能と考えられるので、まず第一に発災後の3日間の食糧を町の備蓄、各家庭の備蓄と町内業者からの調達でまかなえる体制の確立を目指すものとする。

住民には、インスタントやレトルト等の個人備蓄を呼びかける。

本町においては、より一層の備蓄の整備を図るとともに、業者との協定締結等を検討する。

(2) 少数者への配慮

通常の配給食糧を受付けることのできないアレルギー性疾患等の患者のために必要な食糧、粉 ミルク等の調査を行い、備蓄若しくは入手経路等の確立を図る。

(3) 供給活動における配慮

り災者へ食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅と

して供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努めるものとする。

3 避難所における供給計画

大規模な地震の発生により避難所を開設した場合の食糧等の供給は、次のような段階を踏まえ、 避難者の自立段階に応じた供給を心がけるものとする。

段	階	食	料
第 一 段 (生命の維持	階	おにぎり、パン等すぐに食べられるもの	
第 二 段 (心理面・身体面へ	階 の配慮)	温かい食べもの(煮物等)、生鮮野菜、野	予菜ジュース等
第 三 段 (自立心への接	階 助)	食材の給付による避難者自身の炊出し	

4 物資調達マニュアルの整備

食糧の供給・調達については、次の事項等を内容とするマニュアルの策定を図り、マニュアルに 従って実施する。

- (1) り災者に対して供給する食糧、食材等の品目、量の決定と供給
- (2) 備蓄、食品加工業者、外食産業等からの調達及び供給の実施
- (3) 炊出しに必要な場所(調理施設・避難所等)の確保及び整備
- (4) 炊出しに必要な責任者、実施人員の決定・確保
- (5) 必要に応じ県への食糧、食材、資材等の調達の要請
- (6) 援助食糧集積地を一時集積配分拠点施設に指定し、責任者等受入れ体制を確立
- (7) 供給ルート、運送体制の確立
- (8) 避難所毎のり災者、自治会等受入れ体制の確立
- (9) り災者への食糧の供給方法(配分、場所、協力体制等)の広報の実施
- (10) ボランティアによる炊出しの調整

5 物資の集積配分場所

災害時における物資の集積配分拠点は、資料編に掲載のとおりとする。

指定された施設のうち、避難所にも指定されている施設については、避難所スペースとの区分け に留意するものとする。

第4節 生活必需物資供給計画

一般対策編第3章第6項第5節「生活必需物資供給計画」を準用する。

第5節 遺体の捜索、処理及び埋葬計画

一般対策編第3章第6項第11節「行方不明者の捜索、遺体埋火葬計画」を準用する。

第6節 防疫計画

一般対策編第3章第6項第12節「防疫計画」を準用する。

第7節 清掃計画

一般対策編第3章第6項第13節「清掃計画」を準用する。

第8節 保健活動、精神保健対策

関係機関健康福祉課保健センター

1 計画の方針

地震により被害を受けている住民を対象に、県及び関係機関と協力し、避難所の健康生活環境の整備や個別ケースへの心身両面からの保健指導を実施する。また、仮設住宅や一般家庭等住民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、り災者自らが健康を回復・維持・増進し、心身とも健康な生活がおくれるよう支援する。

2 保健活動

(1) 保健活動チームの編成

健康課題情報の収集し、県災害対策支部地区の関係医療機関に情報提供する。

保健活動方針を定め、必要に応じて県等に応援要請し、協力を得て保健活動チームを編成し、 被災者の健康管理活動を行う。

(2) 活動内容

町は、岐阜県地震災害等医療救護計画による、医療救護班、心のケアチーム等へ活動支援並び に情報提供の連絡調整し、保健活動が迅速に実施出来るよう活動する。

- ア 避難所及び自宅、仮設住宅などのり災者の生活状況の把握、衛生管理及び、環境整備
- イ 避難所における健康管理及び処遇調整の実施
- ウ 保健所と連携をとり、町における訪問指導の実施及び強化
- エ 保健所と連携をとり、町における定例保健事業の実施
- オ 仮設住宅等における健康教育の実施

3 精神保健

町は、保健所との連携により、管内の精神保健に関する住民ニーズを把握するとともにり災住民 への身近な精神保健に関する相談支援活動を実施する。

- (1) 精神障がい者等に対する医療・看護・指導
- (2) 声かけや見守り等プライマリーメンタルヘルスケア
- (3) 巡回相談
- (4) 個別ケア

第9節 応急住宅対策

一般対策編第3章第6項第6節「応急住宅対策」を準用する。

第10節 災害援護資金等貸与計画

一般対策編第3章第6項第10節「災害援護資金等貸与計画」を準用する。

第11節 要配慮者·避難行動要支援者対策

一般対策編第3章第6項第16節「要配慮者・避難行動要支援者対策」を準用する。

第12節 ボランティア対策

一般対策編第3章第2項第4節「ボランティア活動支援計画」を準用する。

第13節 愛玩動物等の救援

一般対策編第3章第6項第17節「愛玩動物等の救援」を準用する。

第7項 応急教育対策計画

関係機関
教育委員会

1 計画の方針

地震災害により通常の教育を行うことができなくなった場合は、早急に教育施設の確保を図る等、 応急対策を実施するとともに、疎開についても弾力的運用について配慮するなど、学校教育等に支 障をきたさないよう措置する。

また、学校等の再開は、避難所となっている学校等では避難者の生活に配慮しつつ、適切な時期に学校教育等を再開する。

なお、本計画中に定めのない事項は、一般対策編第3章第7項「応急教育対策計画」の定めると ころによるものとする。

2 児童生徒等の安全確保

学校長等は、災害発生に対してあらかじめ定められた計画に基づき、児童生徒等の保護に努める。

(1) 学校等の対応

- ア 学校長等は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮に当たる。
- イ 児童生徒等については、教職員の指導のもとに全員を直ちに帰宅させることを原則とする。 帰宅させるに当たっては、通学路の安全確認、小集団で下校させる等必要な措置をとり、児童 生徒の安全を確保するものとする。

また、交通機関の利用者、留守家庭等の児童生徒等のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校等が保護する。

ウ 登下校中に地震が発生した場合、学校等へ登校し、又は学校等へ引き返した児童生徒についてイに準じて所要の措置をとるものとする。

校外における学校行事中に地震が発生した場合は、引率責任者は、児童生徒等を集合させ、 安全な場所へ避難させる等必要な措置をとるものとする。

(2) 教職員の対処、指導基準

- ア災害発生の場合、児童生徒等を教室等に集める。
- イ 児童生徒等の退避・誘導に当たっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的 確に指示する。
- ウ 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。
- エ 心身障害児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。
- オ 児童生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確 実に行う。

カ 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒等については、氏名・ 人員等を確実に把握し、引き続き保護する。

キ 児童生徒等の安全を確保したのち、本部の指示により防災活動に当たる。

3 児童生徒等に対する援助

ア 就学援助

町は、世帯が被災し、就学が困難となった児童生徒等に対し、就学奨励のための必要な援助 を行うものとする。

イ 学校給食及び応急給食の実施

給食を実施している学校等は、学校給食の継続確保に努めるものとし、給食物資の確保について、必要な措置をとる。なお、学校給食を実施していない学校等は、保護者が炊事困難な場合等にあっては、関係機関等の協力を得て、応急給食を実施するよう努めるものとする。

ウ 防疫措置

学校等は、児童生徒等の保健指導を強化し、感染症の発生の恐れのあるときは、臨時に児童 生徒等の健康診断を行い、患者の早期発見と早期処置に努める。なお、児童生徒等に感染症が 集団発生したときは、県、市町村、学校医等と緊密に連絡をとり、防疫措置に万全を期する。

エ 転出、転入の手続

町教育委員会は、児童生徒等の転出、転入について、状況に応じ、速やかかつ弾力的な措置をとる。また、転入学に関する他市町村の対応等の情報及び手続等の広報に努めるとともに、 窓口を設け、問い合わせに対応するものとする。

オ 心の健康管理

町教育委員会は、被災した児童生徒等及び救援活動に携わった教職員に対し、メンタルケア を必要とする場合、相談事業や研修会等を実施するものとする。

4 文化財、その他の文教関係の対策

(1) 被害報告

文化財、公民館その他社会教育施設等の管理者は、その施設に被害が発生した時、被害の状況を町に報告するものとする。

(2) 公民館その他社会教育施設の対策

町は、文化財、公民館その他社会教育施設等に災害が発生したときは、被害状況を県へ報告するとともに、被災施設の応急対策等を行う。なお、被災時において、公民館その他社会教育施設等は、災害応急対策のため、特に避難所、災害対策本部等に利用される場合も少なくないため、その管理者は、その受入れ等について積極的に協力するものとする。

(3) 文化財の対策

町は、被災文化財について、県文化財保護審議会委員等専門家の意見を参考にして、文化財 的価値を可及的に維持するよう所有者あるいは管理者に被害文化財個々につき対策を指示し指 導するものとする。